

令和 5 年 10 月 定例総会議事録

日 時 令和 5 年 10 月 31 日（火曜日） 午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分

場 所 第 1 別館 大会議室

農業委員

会長	春 口 隼 人	会長代理	東 原 安 雄	3	棚 橋 道 夫	4	吉 村 昭 生
5	小 畠 利 春	6	上 仮 屋 博	7	大 山 竹 子	8	高 田 春 男
9	河 野 雄 二	10	田 原 尚 紀	11	種 子 田 勝	12	瀬 戸 山 博 好
13	谷 之 木 信 弘	14	大 部 実 男	15	下 沖 秀 人	16	倉 菌 嘉 枝 子
17	石 川 文 男	18	松 田 ま り 子	19	長 瀬 茂 弘		

農地利用最適化推進委員

20	井 上 亘	21	上原 都由子	22	新 田 敏 文	23	高 岩 昭 市
24	池 井 周 造	25	中 山 敏 章	26	前 田 次 雄	27	丸 尾 義 盛
28	池 田 幸 一	29	内 一 幸	30	井 口 紀 男	31	山 下 市 郎
32	大 山 則 夫	33	井 野 実	34	大 久 津 和 幸	35	栗 水 流 峯 一
36	谷 口 和 巳	37	福 本 正 三	38	四 位 正 生		

事務局

事務局長	藤 崎 浩 一	主 幹	竹 内 秀 次	主 幹	西 原 学	主 査	橋 谷 理 己
主 査	宮 田 衣 美	主 査	宮 永 昌 和				

議 題

報告第 25 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
 報告第 26 号 農地法利用集積計画の変更について
 報告第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の取り下げについて
 報告第 28 号 農地転用許可後の事業計画変更申請書の取り下げについて

議案第 85 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について
 議案第 86 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
 議案第 87 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（賃貸借）
 議案第 88 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（所有権）
 議案第 89 号 農用地利用集積等促進計画について
 議案第 90 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について
 議案第 91 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について
 議案第 92 号 非農地証明願承認について

事務局 皆様、おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 本日の定例総会は農業委員 19 名、推進委員 19 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。
はじめに 10 月の行事实績と 11 月の行事予定を報告します。

(10 月の行事实績と 11 月の行事予定の報告)

開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 皆さん、おはようございます。それでは、令和 5 年 10 月期の定例総会を只今より開会します。よろしくお願いします。

事務局 本日は報告が第 25 号から第 28 号までの 11 件、議案が第 85 号から第 92 号までの 38 件合計 49 件でございます。
それでは農業委員会第 6 条の規定により春口会長に議長をお願いします。

議長 それでは、議長を務めさせていただきます。
議事に入る前に今月の議事録署名を 11 番種子田委員と 16 番倉菌委員にお願いいたします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。
報告第 25 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

(報告第 24 号～報告第 28 号 朗読)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無いですので議事に入ります。
議案第 85 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 85 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったか
ら許可するものとする。

(議案第 85 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 今月の農地法 3 条の事前審査を第 3 小委員会に付託されましたので 10 月 23 日に、
審査会を実施しました。その結果を報告します。
議案第 85 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請についてです。
1 番、申請地を借受け、営農を継続するものです。期間は 3 年間、再設定です。以
上 1 件、審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 85 号農地法第 3 条の規定による使用貸借の権利の設定許可について許可する
ことに賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。
続きまして議案第 86 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議題と
します。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 85 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可する
ものとする。

(議案第 86 号 1 番朗読、他 3 件省略)

議長 ありがとうございます。では、審査報告をお願いします。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 86 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可の権利の設定許可申請につ
いてです。

1 番、母からの贈与です。

2 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 424,929 円。

3 番、隣接地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 200,000 円。

4 番、母からの贈与です。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 86 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について許可することに賛成
の方は挙手をお願いします

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。
続きまして議案第 87 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4
年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について(賃貸借)を議題としま
す。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 87 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56
号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第

56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)を作成したので計画とおり決定する。

(議案第87号1番朗読、他1件省略)

(8番挙手)

議長 はい、8番。

8番 議案第87号農業経営基盤強化促進法(賃貸借)を報告します。
1番、10aあたり9,581円、5年間、再設定です。
2番、10aあたり10,000円、5年間です。
委員会としましては、計画とおり決定することにしました。以上報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第87号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画(賃貸借)に計画とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり決定をします。
続きまして議案第88号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による決定について(所有権)を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第88号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による決定について
下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権)を作成したので計画とおり決定する。

(議案第88号1番朗読、他11件省略)

議長 ありがとうございました。

(8 番挙手)

議長 はい、8 番。

8 番 議案第 88 号農業経営基盤強化促進法等改正法農用地利用集積計画（所有権）について報告をします。

1 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 84,890 円。

2 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 28,645 円。

3 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 190,114 円。

4 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 300,000 円。

5 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 300,000 円。

6 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 100,000 円。

7 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 132,081 円。

8 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 91,146 円。

9 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 350,146 円。

小委員会としては計画とおり承認することに決定しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番。

3 番 今月の野尻町区分です。事前審査を小委員会に付託されましたので 10 月 25 日に行いました。その結果を報告します。

議案第 88 号農業経営基盤強化促進法等改正法農用地利用集積計画（所有権）です。

10 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 216,732 円。

11 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 150,678 円。

12 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 161,290 円。

小委員会としては計画とおり承認することに決定しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 88 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による決定について(所有権) に計画とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり決定します。
続きまして議案第 89 号農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 89 号農地利用集積等促進計画について
下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）を作成したので計画とおり承認する。

(議案第 89 号 朗読)

(8 番 挙手)

議長 はい、8 番

8 番 議案第 89 号農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）です。
小林地区については 5 件、田が 9,427 m²、畑が 3,262.91 m²、計 12,689.91 m²です。
審査の結果、計画とおり承認することにしました。報告を終わります

(3 番 挙手)

議長 はい、3 番

3 番 議案第 89 号農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）野尻町区分です。
野尻町地区、7 件、田が 8,959 m²、畑が 26,371 m²、計 35,330 m²です。
審査の結果、中間管理事業の案件のことから計画とおり承認することにしました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 89 号農用地利用集積等促進計画について計画とおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり承認することに決定しました。

続きまして議案第90号農地法第4条の規定による許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第90号農地法第4条の規定による許可申請書進達について
下記のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第90号1番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(3番挙手)

議長 はい、3番

3番 議案第90号農地法第4条の規定による許可申請、野尻区分です。
1番、野尻町東麓の祝帰地区です。規模拡大の為、既存牛舎の敷地の一部及び隣接する申請地の一部にまたがって牛舎を増築するものです。
審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第90号農地法第4条の規定による許可申請書進達について意見を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定します。
続きまして議案第91号農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 91 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について
下記のとおり農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書
を付して進達するものとする。

(議案第 91 号 1 番朗読、他 1 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番

5 番 議案第 91 号農地法第 5 条の規定による所有権移転です。事前審査を第 2 小委員会に
付託されましたので 10 月 24 日に、審査会を実施しました。その結果を報告します。
1 番、転用の理由は植林です。林業経営している譲受人へ相談、合意しての申請で
す。
2 番、資材置場、木材置場です。譲受人は建築業を営んで終わります。
審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 91 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について意見書を
付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定します。
続きまして議案第 92 号非農地証明願い承認についてを議題とします。事務局の朗読
をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 92 号非農地証明願い承認について
下記のとおり非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第 92 号 1 番朗読、他 3 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(5 番挙手)

議長 はい、5 番。

5 番 議案第 92 号非農地証明願いについてです。

1 番、原野です。東方上ノ藪から坂下梨園に抜ける道の左側にあります。竹林になっていました。

2 番、原野です。農地としては困難な土地でした。

3 番、原野です。20 年以上耕作放棄され、困難な土地でした。

小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、3 番

3 番 議案第 84 号非農地証明願い、野尻区分です。

4 番、原野です。紙屋の石切で、住宅があった所を梅園で利用されていたろうが、今は雑草が生えていました。紙屋の立神原は、紙屋に抜ける途中を右に行った所で、竹林で日当たりの悪い土地でした。

小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 92 号非農地証明願い承認について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認することに決定をします。

以上で本日の総会を終了します。

閉議 午前 11:00

議事録署名

_____ ㊟

_____ ㊟